

民営職業紹介

ひと

2025.1
No.

194

冬号



民紹協会長 年頭のご挨拶

厚生労働大臣 年頭所感

厚生労働省職業安定局長 年頭所感

各民営職業紹介事業者団体 年頭のご挨拶

令和6年秋の叙勲受章者お慶びの声

厚生労働省と民営職業紹介事業者団体との情報交換会の開催

金銭等提供禁止の許可条件化及び紹介手数料率の公開の義務化

公益社団法人 全国民営職業紹介事業者協会



Contents

3 年頭のご挨拶

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

4 年頭所感

厚生労働大臣
厚生労働省職業安定局長

8 雇用失業動向

9 職業紹介事業者団体よりの新年のご挨拶

各民営職業紹介事業者団体

10 令和6年秋の叙勲受章者お慶びの声

11 厚生労働省と民営職業紹介事業者団体との情報交換会の開催

16 職業紹介事業関連ニュース ～金銭等提供禁止の許可条件化及び紹介手数料率の公開の義務化～

18 「外国人材の職業紹介事業ガイドンス」にご参加ください

19 キャリアコンサルティングの実態調査／第3回名刺交換会

20 令和6年度職業紹介士資格認定試験合格者発表／闇バイト対策

21 令和7年度職業紹介士認定試験案内

22 職業紹介士ネットワーク ～有限会社新さく花～

23 よくわかる職業紹介事業のQ&A

24 新規入会事業所紹介／広告

26 民紹協ニュース(令和6年度ブロック交流会案内)／編集後記

27 職業紹介責任者講習日程

※表紙写真は、「第4回ひととしごと写真募集」最優秀賞 久田辰夫氏(東京都)撮影の作品
「チームワークでみんなの暮らしを守る」です。「高所で作業をして日々の暮らしを守り続け
ている職人さん達に感謝。安心安全をいつもありがとうございます。」

年頭のご挨拶



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

会長 紀陸 孝



明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、新たな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中はひとかたならぬご厚情をいただきありがとうございます。

さて、内外諸情勢の激変により今年の社会経済の動向は予測が困難ですが、これから確実に到来するのは、わが国の人口構造の変化です。今年2025年には「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となり、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えます。これに起因して発生する問題がいわゆる「2025年問題」であり、医療・介護、雇用、福祉などに深刻な影響を及ぼし、人材不足や後継者問題、医療費の増加などが懸念されています。

2025年問題は、このように深刻な影響を生じる可能性があります。職業紹介事業にとっては、大きなビジネスチャンスの到来といえましょう。

高齢化により医療や介護の需要が高まり、この分野で新規に職業紹介事業を始める事業者が増えています。ただ、この分野の職業紹介においては、紹介手数料の原資が公費である等、より適正な事業運営が求められるため、本年1月からお祝い金などの金銭提供禁止や転職勧奨禁止が許可条件に追加されました。これは、医療や介護の分野に限らず、許可の更新が到来するまでの間に、禁止事項に違反した場合も指導の対象になり、違反が継続・反復する場合は許可取消の対象になりますので、留意が必要です。

また、国内の人材不足を補うため、外国人材の職業紹介を始める事業者も増えています。国外にわたる職業紹介を行うには、職業安定法をはじめとする労働法だけでなく、入国管理制度や外国人材の定着に向けての支援などに対する理解が欠かせません。当協会は、引き続き実践セミナーなどを開催し、そうした理解を深めることにより外国人材の職業紹介が円滑に行われるように支援して参ります。

一方、人手不足の中で空き時間に様々な仕事を担う働き方として、スポットワークが急成長しています。そのあっせんを行う紹介事業に大手企業も参入していますが、それらの事業者は、デジタル技術を活用して登録者を伸ばしております。従来の職業紹介事業においても、とりわけ求職者の確保のためには、業態に応じたデジタル技術の利活用工夫が重要になるわけで、当協会も好事例など会員各位の事業運営に資する情報提供に努めて参ります。

ご承知のように、職業紹介事業においては、新規参入が増加し競争が激しくなっております。飛躍の年といわれる巳年の今年が、皆さまにとって高齢化やデジタル化を踏まえた新たなビジネスモデルの構築に果敢に挑戦される年となれば幸いに存じます。

当協会としても、皆さまの取組みを応援し支援して参る所存ですので、会員各位の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

年頭所感



厚生労働大臣
福岡 資麿



●はじめに

令和7年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます

厚生労働大臣に就任し、約3か月が経ちました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すことにより経済活動の安定に資するよう努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

●災害への対応

昨年1月の能登半島地震の発生から一年となります。その後の大雨なども含め、改めましてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災された皆様が一日も早く安全・安心な生活を取り戻すことができるよう、雇用対策や被災者の見守り、心のケア等に引き続き全力で取り組んでまいります。また、近年様々な災害が全国各地で発生している中、自然災害から国民生活を守ることができるよう、保健・医療・福祉の体制や支援の強化等に取り組めます。

●医療介護分野の賃金対応等

足元の人材確保への対応として、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、現場で働いている方々にその効果を実感いただけるようにしていくとともに、更なる賃上げを図るための支援を行ってまいります。

また、介護分野については、ICT等を活用した生産性向上の取組を強力に推進し、サービスの質

の向上や職場環境改善を図るとともに、訪問介護の提供体制の確保や、介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を支援してまいります。

●持続的な賃上げ

持続的・構造的な賃上げを実現するため、引き続き、三位一体の労働市場改革を進めつつ、最低賃金については、2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かって、たゆまぬ努力を続けます。中小企業等が賃上げしやすい環境整備に向け、関係省庁と連携し、生産性向上支援や価格転嫁対策の徹底等に取り組んでまいります。

●年収の壁、年金制度改革

いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりのため、「年収の壁・支援強化パッケージ」について、申請書類の簡素化、審査の迅速化、ワンストップ相談体制の整備によって、社会保険の対象となる短時間労働者の方々をきめ細かく支援してまいります。

また、公的年金制度については、昨年12月の社会保障審議会年金部会等の取りまとめに基づき、働き方に中立な制度とする観点や、年金の所得保障機能、所得再分配機能の強化を図る観点から、制度の見直しに取り組むとともに、高齢期に向けた資産形成を支援し、多様な働き方やライフコースに対応する観点から、私的年金制度の見直しにも取り組んでまいります。

●全世代型社会保障制度の構築

本格的な少子高齢化・人口減少という時代の大変革期にあっても、国民お一人おひとりが安心して生活できる社会保障制度を構築し、しっか

りと次代に引き継いでいくため、能力に応じて皆が支え合う、全世代型社会保障を構築していくことが重要です。高額療養費制度については、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきました。そのため、現役世代をはじめとする社会保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していく観点から見直しを行うほか、令和5年末に閣議決定した「改革工程」に掲げられた他の項目についても、必要な保障が欠けることがないように十分配慮しながら、検討を行ってまいります。

●マイナ保険証、医療・介護DX、地域医療構想

マイナ保険証は、医療DXの基盤として国民の皆様が健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることを可能にするものです。先月からマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行したところですが、最長一年間、発行済みの保険証を使い続けられることや、マイナ保険証をお持ちでない方に対して申請によらず保険者から資格確認書を交付するなど、引き続き、すべての方が安心して保険診療を受けられる環境整備に取り組んでまいります。

医療DXの実現に向けて、医療介護全般にわたる情報を共有できる「全国医療情報プラットフォーム」を創設するとともに、マイナポータルを活用し公的な健診情報をご自身で把握することが可能となるよう取組を進めます。また、創薬や医療機器の研究開発等に資する医療等情報の二次利用の推進や、社会保険診療報酬支払基金を医療DXに関するシステムの開発・運用主体として抜本的に改組することなどについて検討を進めるとともに、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策に万全を期してまいります。国民の皆様が安心してオンライン診療を受けられるよう、その適切な実施と推進のための方策について検討を進めてまいります。

2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱

える高齢者の増加や現役世代の減少などに対応できるよう、入院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、医療提供体制全体をカバーする新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めてまいります。また、医師偏在については、昨年末に策定した総合的な対策のパッケージに基づく取組を順次行うこととしており、先行して、医師不足の地域で承継又は開業する診療所への支援やリカレント教育、医師不足区域の医療機関とのマッチング支援等に取り組めます。

●多様な人材の活躍促進、職場環境改善

職場における女性活躍を推進するため、男女間の賃金差異に関する情報公表の義務に従業員101人以上の企業に拡大することについて検討するとともに、いわゆるカスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメントといった職場におけるハラスメント対策の強化について検討を進めてまいります。

年齢にかかわらず働くことができる社会の実現に向けて、70歳までの就業機会の確保に取り組むとともに、外国人労働者に対する就職支援の強化、働きやすい環境整備等に取り組んでまいります。また、育成就労制度の円滑な施行に向け、出入国在留管理庁等と連携してまいります。また、非正規雇用労働者の方々の正社員への転換や、同一労働同一賃金の更なる遵守徹底などによる処遇改善に取り組むとともに、いわゆる就職氷河期世代を含む中高年層の方々に対し、就労や社会参加を支援してまいります。

多様な人材が安心して働き続けられる環境を整備するため、個人事業者や高年齢労働者の安全衛生対策の推進、ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策の強化等を進めてまいります。働く人の意識や働き方の多様化を踏まえつつ、今後の労働基準関係法制の見直し等に向け、検討を進めてまいります。

仕事と育児・介護の両立に向けた環境の整備、安心して副業・兼業に取り組むことができる環境の

整備、テレワークの普及、フリーランスの方々が安心して働くことができる環境の整備を更に進めてまいります。

●感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、地域の医療機関の連携などによる幅広い医療機関における患者受け入れ体制の整備、高齢者施設における医療機関との連携体制の確保、さらには、感染症治療薬や対症療法薬の安定供給などに取り組んでまいります。あわせて新型コロナの罹患後症状、いわゆる後遺症に悩む方々が、適切な医療を受けられる環境づくりを進めてまいります。また、昨年10月より実施している65歳以上の方等の重症化予防を目的とした新型コロナワクチンの定期接種については、引き続き、対象の方に対して接種を検討していただけるよう呼びかけるとともに、ワクチン接種により健康被害が生じた方々については、予防接種法等に基づき迅速に救済してまいります。本年4月から、带状疱疹ワクチンを定期接種に位置づけるとともに、HPVワクチンについてはキャッチアップ接種期間中に接種を希望したすべての対象者に接種機会を提供できるよう、期間内に1回以上接種した方を対象として、一年間の経過措置を設けます。

さらに、科学的知見の基盤・拠点となる「国立健康危機管理研究機構」が本年4月に創設される予定であり、昨年7月に閣議決定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえ、次なる感染症危機に対して着実に備えてまいります。

●健康・公衆衛生対策

国民の健康寿命の延伸を図るため、「健康日本21(第三次)」等を推進し、国民お一人おひとりが健康意識を高めていただけるよう、予防・重症化予防・健康づくりに取り組みます。

女性の健康支援については、昨年10月に国立成育医療研究センターに設置された「女性の健康総合センター」の取組を含め、総合的に推進してま

います。

臓器移植については、臓器提供者数の増加に対応していくために、臓器移植体制の抜本的見直しなどの取組を進めてまいります。また、機能性表示食品を含むいわゆる健康食品による健康被害事案への対応等、食の安全の確保に取り組んでまいります。

そのほか、がん対策、循環器病対策、難病対策、生活衛生関係営業の振興等についても取り組んでまいります。

●包括的な支援の取組

地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備や、成年後見制度の利用促進、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への対応などに取り組むとともに、改正生活困窮者自立支援法等の円滑な施行に取り組みます。また、生活保護の生活扶助基準については社会経済情勢等を踏まえた対応を行ったところです。

さらに、第4次自殺総合対策大綱のもとで、どなたも自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、関係省庁と連携し、自殺対策を強化します。昨年末に閣議決定された認知症施策推進基本計画に則って、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、認知症施策に関する取組を推進し、共生社会の実現を目指します。

そのほか、社会経済の変化に対応しつつ、厚生労働省に対する要請に適時・的確に応えることができるよう、山積する課題に果敢に取り組んでまいります。

おわりに、本年が、国民の皆様お一人おひとりにとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。

年頭所感



厚生労働省職業安定局長

山田 雅彦



新年を迎え、謹んでお慶び申し上げますとともに、職業安定行政へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

昨年は、1月の能登半島地震の発災以降、経済上の理由により事業活動を縮小した事業主を対象として各種助成金の特例措置を講じてきました。また、9月に発生した能登地域における豪雨災害も踏まえ、在籍型出向の支援策や雇用調整助成金の特例措置を講じることが決まりました。引き続き、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立を図ってまいります。あわせて、地震による休業を失業とみなして基本手当を支給する雇用保険の特例措置について、昨年12月までの適用期限を本年6月末までに延長しました。

日本全体の雇用情勢に目を向けますと、足下では、引き続き求人が底堅く推移している一方で、物価上昇等が雇用に与える影響に留意が必要であり、雇用と暮らしを守るための雇用政策を総合的に実施することが重要です。

こうした中、昨年11月にとりまとめられた総合経済対策においては、キャリアコンサルタントがキャリアアップを目指す労働者の相談に応じるための官民の求人情報の集約・提供、ハローワークの機能強化、高齢者の更なる活躍促進に向けた環境整備等の施策を盛り込みました。

労働者の適職選択を支援するため、「労働市場の見える化」を進めます。そのために、職業情報提供サイト(job tag)の掲載職業の追加や職場情報総合サイト(しょくばらぼ)の掲載対象企業の拡大等、機能強化と利用促進を図り、情報基盤の整備等を進めてまいります。

雇用保険制度については、昨年、雇用保険の適用対象労働者の拡大や、労働者の主体的な能力開

発を通じたキャリア形成支援の強化、共働き・子育ての推進の観点から制度を見直すとともに、雇用保険財政の基盤強化を図るための法改正を行いました。改正内容のうち、教育訓練給付金の給付率の引上げは昨年10月に施行され、出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設は本年4月に施行されるところ、こうした改正事項について、引き続き周知を進めてまいります。

障害者雇用については、昨年4月の民間企業における障害者雇用率の2.5%への引上げに続き、本年4月には除外率の引下げ、更に来年7月には2.7%への更なる引上げが行われます。これらの周知・啓発と円滑な施行とともに、ハローワークが関係機関と連携した支援を行うこと等により、障害者が希望や障害特性、能力に応じて活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

高齢者雇用については、生涯現役社会の実現に向けて、定年の引上げ等を行う企業の事例の普及、助成金の支給、専門家による相談援助等により、企業における70歳までの雇用・就業機会の確保を促進してまいります。

外国人雇用についてはハローワークにおいて、就職支援や雇用管理改善指導に引き続き取り組むとともに、外国人労働者の雇用管理の実態等を把握する新たな統計「外国人雇用実態調査」の調査結果を今後の外国人雇用対策に生かしてまいります。また、昨年六月の法改正において、技能実習制度に代わる新たな制度として、人材育成及び人材確保を目的とした育成就労制度が創設されたことも踏まえ、同制度の施行に向けて、具体的内容を検討してまいります。

地域雇用対策については、「地方こそ成長の主役」との考え方に立ち、雇用に関する地域の課題

に対応するための都道府県や市町村の取組を支援するとともに、都市部から地方に移住して就職を希望される方々に対し、個々のニーズに応じた再就職等の支援を実施してまいります。

雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）に関しては、①お祝い金禁止の実効性を確保するための方策を含め、法令遵守徹底のためのルールと施行の強化、②職種ごとの紹介手数料実績を含め、雇用仲介事業のさらなる見える化の促進といった観点から、制度改正を行いました。改正後の内容は、本年4月から施行されますが、事業者に対する速やかかつ分かりやすい周知や都道府県労働局による指導監督等を通じ、より良く機能する労働市場づくりに向けて取り組んでまいります。

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代を含む中高年層の方々を引き続き

支援するため、ハローワークの専門窓口において、担当者によるチーム支援を着実に実施することや、ニーズに沿った求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進等について取り組んでまいります。

人手不足対策については、人手不足分野における人材確保を推進するため、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人の充足に向けた求人者への助言・指導や、セミナー・職場見学会等を通じた求職者の確保等に取り組んでいます。本年4月以降も本コーナーを拡充し、引き続き人手不足対策の取組を強化してまいります。

全ての方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択でき、安心して働くことができる社会を実現するため、職業安定局として全力で取り組んでまいりますので、皆様方には、一層のご指導、ご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和6年9月、10月、11月の有効求人倍率（季節調整値）は1.24倍、1.25倍、1.25倍と前期よりやや上がり気味です。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.4%、2.5%、2.5%と前期よりやや低めでした。12月の日銀短観による業況判断では、9月の前期より1ポイント上がりましたが、先行きは5ポイント低下しています。また、雇用人員判断は9月と変わらず-36ポイントでしたが、先行きは-41と更に5ポイント下がり、求職者不足の状況は益々厳しくなる見通しです。

新規許可事業所

	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月
有料職業紹介事業所	283	262	247	254	251	268
無料職業紹介事業所	2	5	3	4	5	3

雇用・失業情勢関連指数

		令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月
雇用者数※	実数(万人)	6139	6113	6140	6149	6166	6167
完全失業者数※	実数(万人)	181	188	175	173	170	164
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.5	2.7	2.5	2.4	2.5	2.5
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	234 (▲4.4)	237 (▲2.5)	234 (▲0.8)	236 (▲3.9)	244 (▲2.8)	243 (▲2.1)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	202 (1.4)	196 (2.2)	191 (▲0.3)	190 (0.0)	192 (0.1)	187 (0.0)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.23	1.24	1.23	1.24	1.25	1.25

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

各民営職業紹介事業者団体より 謹んで新年のご挨拶を申し上げます

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

一人暮らしの高齢者や子を持つ共働き家庭等が増加する中、家政婦(夫)が提供する良質な介護や子育て等家事支援サービスへのニーズと期待が高まっています。こうした中、家政サービス職業の専門性と社会的認知度を高め、利用者の皆様に安心と信頼を与える「家政士検定」も今年で10回目を迎え、更に制度の周知・拡大を図って参ります。また、家政婦(夫)求職者の確保と就労機会の拡大、求人賃金の引上げ等に取り組んで参ります。

一般社団法人日本人材紹介事業協会

我が国が経済の成長と分配の好循環を目指す政策を展開する中で、労働力不足が深刻化し、生産性向上へ向けた労働移動、個人のキャリア自立が注目されています。企業の人材需要の高まりを背景に、デジタル技術の進展や雇用等仲介事業が多様化する中で、職業紹介事業者には、求人者と求職者の様々なニーズに応える役割が更に期待されています。人材協では、引き続き、社会や顧客からの要請に応え、会員の皆様と共に業界の一層の発展に努めてまいります。

一般社団法人全国サービスクリエイター協会

一昨年頃から、いわゆるスポットワーカーが増えてまいりました。スマホアプリで求人・求職の申込、斡旋まで自動で行われ、労働者も“その日だけ”という考えの方が多ようです。電話やメールをつかった昔ながらの紹介では、“新しい紹介方法”についていけなくなってきました。本年は“昔ながらの”求職者に対するフォローなどの、良い部分は継続しつつ、新たな紹介方法をどのようにとりいれられるのか考えてまいります。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

昨今の人材業界のトレンド考察すると「副業」「スポットワーク」「高齢者」この3つに注力しなければいけないと考えています。

業界では登録スタッフの高齢化が課題でしたが、逆にこれを課題とは思わずにマッチングしやすくなる好機と捉えていきたいと思っております。

学生や副収入を得たい求職者にも対応出来る案件を多く取り揃え、世帯年収アップに貢献できるよう更に邁進する所存でございます。

公益社団法人日本全職業調理士協会

コロナ禍の沈静化で、人々が外出する機会が増え、旅行や飲食店への客足も増えています。しかし食材費の高騰や円安による燃料費の値上げ、物価高による買い控えなど、必ずしも飲食業界は好調とは言えません。中小では人材不足解消のための賃上げが追いつかず、無理をすれば経営母体を圧迫してしまいます。国の政策決定や世界情勢にも影響を受けそうです。遅れているDX化や法改正の周知等、会員のフォローに注力してまいります。

特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会

昨年は、当協会の活動に多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。特に、ホテル・レストラン業界における人材育成と職業紹介の重要性が一層認識される中、皆様とともに多くの課題に取り組むことができました。本年も、業界全体の発展と求職者の皆様のスムーズな就業支援をさらに強化し、持続可能な職業紹介事業の推進に邁進してまいります。引き続き、各位のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。共に新たな価値を創造し、より良い社会作りに貢献できるよう努力してまいります。

全国調理士紹介事業福祉協会

生活の全てが新型コロナウイルスに振り回されていた頃を思うと、やっと日常を取り戻した感がある昨今ですが、あらゆる原材料の物価上昇と、人材不足はますます加速する一方で安定的に求職者を確保するのは厳しさが増えています。全紹協としての対策はホームページやInstagramの発信、調理師専門学校をお借りしての料理講習会を行うなど様々な視点で求人者、求職者に提案していきたいと考えています。皆様が笑顔で過ごせる一年になりますようご祈念致します。

〈職業紹介事業者団体名のみのご挨拶〉

一般社団法人日本モデルエージェンシー協会

芸能事業者団体連合会

全国クリーニング技術者紹介事業協会

西日本理美容師職業紹介事業協会

栄えある叙勲をお慶び申し上げます

11月3日、令和6年秋の叙勲受章者が発表されました。以下にお喜びの声をご披露します。

瑞宝単光章

株式会社セントラル42 代表取締役 石川 博衛 氏

令和6年秋の叙勲に際しまして、瑞宝単光章受章の栄に浴し、身に余る光栄なことで深く感謝申し上げます。ご推薦ご助言いただきました特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会様、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会様には心よりお礼申し上げます。

私は東京會館の社員として10年ほどのレストラン、宴会、営業の業務を経て、義父中田光郎が昭和42年に創業したセントラル配ぜん人紹介所に入社しました。その後、平成5年に法人化し、株式会社セントラル42として現在に至っております。

入社当時は高度経済成長真っ盛りで、パソコンや携帯電話がまだ普及しておらず、求人求職の手配に手間暇がかかり、繁忙期には朝から真夜中まで業務に追われておりました。この時期は求人側も紹介側も非常に活気のある時代でした。

時は移り、職業紹介事業も経済の影響下で様々な変化の道を歩んで参りました。特に新型コロナウイルスの終焉後は人々の働き方も更に多様化してきたようです。これからも接客サービスを目指す求職者が誇りを持って働けるよう求人側と風通しのよい環境作りに努め、後進の指導を進めていきたいと思っております。

これまで支えていただいた特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会様、全国民営職業紹介事業協会様に感謝申し上げますと共に、私どもの協会や団体の発展のため微力ですが協力して参ります。また、この栄誉に恥じぬよう事業の継続・継承にも努力してゆく所存でございます。



瑞宝単光章

株式会社華陽ケアサポート 代表取締役 中島 菊子 氏

この度、厚生労働省をはじめ、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会のご推薦をいただき、令和6年秋の叙勲において、光栄にも瑞宝単光章を拝受いたしました。これもひとえに皆様のご助力ご指導の賜物と、心より感謝申し上げます。株式会社華陽ケアサポートは、昭和26年に実母が看護婦紹介所として創業し、その後看護婦家政婦紹介所となりましたが、平成5年4月、私が2代目に就任し、同年12月から現在まで公益社団法人日本看護家政紹介事業協会岐阜県支部長及び岐阜県看護家政協会長(岐阜県内紹介所の組合長)として皆様のお力添えをいただきながら務めさせていただいております。

当組合は、県の指導の下に独自のグループ看護を行い、病院等で家政婦の院内化を実施していましたが、平成6年の付き添い廃止時、当時の厚生省の課長補佐より病院等の施設雇用をご指導いただき、組合の各所長様と共にその普及に努めました。この制度改革により全国の家政婦(夫)の数は激減しましたが、職業紹介事業の適正な運営が行えるよう皆様と共に努力し、厚生労働大臣表彰を受領いたしました。

超高齢化社会における人材不足に苦悩しつつ、介護保険が普及している現在、ご利用者様には紹介事業でなくては出来ないサービスをより理解していただくことを願っています。

そして今後も家政婦(夫)の質の向上を目指し、働きやすい環境作りが出来るように努めて参る所存です。今後も宜しくご指導いただきますようお願い申し上げます。



厚生労働省と民営職業紹介事業者団体との 情報交換会の開催

令和6年12月2日、標記会合が文京区民センター会議室で開催されました。

厚生労働省の出席者は、次のとおりです。

厚生労働省職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室室長

吉村 賢敏 氏

同 職業安定局需給調整事業課課長補佐

若山 丈 氏

同 職業安定局需給調整事業課職業紹介事業係長

早坂 圭一朗氏

同 職業安定局係長雇用政策課民間人材サービス推進室人材サービス育成係長

久保 恵子 氏

また、各職業紹介事業者団体からは、民紹協の他、(公社)日本看護家政紹介事業協会、(一社)全国サービスクリエイター協会、(公社)全日本マネキン紹介事業協会、(公社)日本全職業調理士協会、(NPO 法人)全国ホテル&レストラン人材協会、全国調理士紹介事業福祉協会、直接会員ネットワークの事務局長等が出席しました。

1 地方公共団体が委託する 有料職業紹介事業について

最近、地方公共団体が実施主体となり、民間の職業紹介事業者に委託して、有料でスポットマッチング等の職業紹介事業を行う例があります。

地方公共団体は有料の職業紹介事業を行うことはできないこととされておりますが、こうした事業は、職業安定法上問題ないのでしょうか。

(回答)

有料職業紹介については、その許可基準において国又は地方自治体ではないことが求められており、地方自治体は行うことができません。地方自治体が職業紹介を行う際は、安定法第29条に基づき無料職業紹介を行うことになります。

一方で、地方自治体が自治事務として雇用対策を実施するなかで、人材確保事業を委託することは想定されます。

ご照会の件につきましては、地方公共団体が委託した事業内容等を確認し、個別に判断することとなります。

2 スポットワークについて

スポットワーク紹介のしくみで、ペナルティポイ

ントが積み重なると、求職を受理しない、あるいは紹介しないことがあるようですが、これは全件受理の原則に違反しないのでしょうか。

(回答)

スポットワークの事業について、無断欠勤等により無期限利用停止とするようなものは、求職全件受理が実質的に果たされていないと言えますので、これに違反するものとして指導することとなります。

また、無期限以外であっても、一律に停止期間を設定するというのではなく、あくまで個々の事情に応じた対応が求められるところです。具体には、一旦、利用停止とした場合、欠勤等をした個々の事情を把握するように努めていただき、その性質や態様等に応じて即時解除する、あるいは、原則利用停止とする期間を定めるのであれば、求職者保護等の観点から慎重な判断のもとに行うことが求められます。停止期間中においても、求人の閲覧自体は可能な状態として、紹介を希望する求職者から相談があった場合、求人条件を確認するなど、適格紹介の観点から真摯に検討することが求められます。

このように、求職全件受理と適格紹介の原則をスポットワークにも適用して、適正な事業運営と求職者保護の確保に努めています。

事業報告書と人材サービス総合サイトの見直しについて

職業紹介事業報告は、事業所ごとに別紙で記載し、事業主管轄労働局にまとめて提出することとされています。一方、人材サービス総合サイトは事業所ごとに記載欄が設けられていますが、職業紹介の実績については全社の実績の合計が掲載されています。

職業紹介事業報告にあたって、事業所ごとの代わりに各事業所のリストを添付した上で、人材サービス総合サイトと同様に、全社の実績の合計を報告するように見直しはいかがでしょうか。引き続き事業所ごとの実績を報告する必要があるとすれば、エクセルで事業報告書の様式を作成していただき、事業所ごとの実績は各シートに記入する方法があります。全社の合計はエクセルの串刺し集計機能を使えば、容易に計算できます。

また、令和7年4月から、人材サービス総合サイトに紹介手数料率の実績を公開することが義務化されるなど、職業紹介事業者の情報収集にあたって同サイトの果たす役割がますます重要になっています。

しかしながら、同サイトはPCで見ることを前提に作成されており、スマホで見ると文字が小さく、また横にスクロールしないと全体が見れないなど、スマホに対応しておりません。

ハローワークインターネットサービスは既にスマホ対応されておりますので、人材サービス総合サイトもできるだけ早期にスマホ対応されるようお願いします。

(回答)

紹介事業報告:職業紹介事業報告書については、職業紹介事業者の運営状況を的確に把握することで、適宜、適切な指導監督等を行い得るようになるために、事業主単位より細かい、事業所単位で報告を求めています。

一方、人材サービス総合サイトについては、求人者・求職者といった利用者の利便性等を考慮し、事業主単位での情報提供としているところです。

上記のように報告を求める趣旨等から事業報告の単位を変更することは困難ですが、職業紹介事業者の負担軽減策については、引き続き検討してま

いります。

(回答)

スマホ:人材サービス総合サイトのスマホ対応については、費用対効果の観点から現時点での改修は困難な状況です。

一方、当該サイトの重要性が増していることは十分認識しており、引き続き機会をとらえて利用者の利便性向上に資する改善について検討してまいります。

祝い金等の金銭提供禁止の許可条件化について

令和7年1月1日から、職業紹介事業において祝い金等の金銭提供禁止が許可条件化されます。その際、社会通念上相当と認められる場合は、例外として祝い金等の金銭提供が認められるとされています。

今般の許可条件化に伴い、違反が継続・反復する場合は、許可取消という行政処分の対象になりますが、一般的に、不利益な行政処分を行う場合には、具体的な基準を定め、公表することが望まれます。「社会通念上相当と認められる程度」について、基準や目安をお示しいただくか、あるいは認められる事例・認められない事例をできるだけ多く例示していただくようお願いします。

なお、かつて500円程度のクオカードの提供は認められるとホームページに記載されていた時期もありましたが、現在ではその表記が消えております。500円程度のクオカードの提供は認められるのでしょうか。

(回答)

職業安定法指針では、「求職の申込みの勧奨については、(中略)職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を越えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。」とされており、金額の多寡に関わらず、金銭等提供は好ましいものではありません。

その上で、「社会通念上相当と認められる程度」に係る判断については、提供される金銭等の趣旨だけでなく、額や経済価値、提供手法、その有する離



転職誘因効果、料金請求等に係るトラブルが生じやすい又は生じてきた形態かどうかなど、労働市場への影響にかんがみ、総合的に判断いたします。

5 外国人材の求人者への教育について

今後、外国人材を雇用する事業者は増加の一途をたどると思われます。外国人材が、就労した企業に定着をすることは極めて重要と思われます。

特に、初めて外国人材を雇用する事業者に対して、募集時の条件の明示、雇用にあたっての注意事項(将来のキャリアの見通し、相談者の設定、仕事の指示の伝え方、語学等々)を具体的に教育していただくようお願いします。

(回答)

外国人雇用事業所は増加傾向にあり、定着のためには、外国人特有の事情にも配慮し、適正な雇用管理を行うことが重要です。

厚生労働省では、労働施策総合推進法に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定め、労働条件の明示など雇用管理の改善に関する事項等を管理させるため、外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、「外国人労働者雇用労務管理責任者」を選任することとしており、外国人労働者がその能力を十分に発揮し活躍できる就労環境整備に取り組むために必要となる外国人雇用に関するルール・制度のほか、言語・文化の違いや必要な配慮等を学ぶために、令和5年度から「外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業」を実施しているところです。

また、外国人労働者が常時10人とならない事業主等に対しても、ハローワーク等において、同指針に基づく事業所に対する雇用管理改善指導等を実施しているところです。

6 職業紹介責任者講習における「理解度確認試験」内容の見直しについて

平成31年度4月から理解度確認試験が本格実施され6年目を迎えています。この試験を受けた受講者も2巡目に入り合格率も99%以上となっているため、問題の一部を入れ替え、より幅広い分野からの出題をお願いします。

(回答)

ご指摘を踏まえ、出題内容について引き続き検討してまいります。

7 学生アルバイトの親の「特定扶養控除」額の上限緩和

●一般社団法人 全国サービスクリエーター協会

新規求職者の多くは、昼間学生となっております。本年10月も最低賃金が大幅に引き上げられ、仕事も多いということもあり、多くの学生が就労したいにもかかわらず、扶養控除の関係で本年度中の就労を諦めております。ぜひとも学生アルバイトの親の「特定扶養控除」額の上限緩和にご理解とご支援をお願いします。

(回答)

いわゆる「年収の壁」について、様々な議論があることは承知しております。

ご要望として承りますが、他省庁所管の案件につ

き、具体的な回答につきましては控えさせていただきます。

8 日本語学校の卒業者向け就労ビザ

●一般社団法人 全国サービスクリエイター協会

日本語学校の卒業者が、派遣労働者(紹介予定派遣を含む)として、ホテル等で配せん人として働けるような就労ビザを新設していただくようお願いします。

(回答)

ご要望として承りますが、他省庁所管の案件につき、具体的な回答につきましては控えさせていただきます。

9 ホテル指定制服への着替え時間

●一般社団法人 全国サービスクリエイター協会

多くのホテルではホテル指定ユニフォームでの勤務が必須となっております。例えば大規模ホテルでは、ホテル入館→ロッカー(着替え)→料飲事務所(自分の就労場所確認)→就労場所となる宴会場(タイムカード打刻)と移動するだけで、かなり時間が必要となる場合もあります。このような場合、就業開始時間はどこで判断するべきでしょうか。ご教示ください。

(回答)

労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たることとされています。

この考え方に基づいて、平成29年策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、例えば、使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為として、着用を義務付けられた所定の服装への着替え等を事業場内において行った時間は、労働時間として扱わなければならないこと等を示していますが、労働基準法上の労働時間に該当するか否かは、上記に照らして個別具体的に判断することとなります。

10

職業紹介事業でのAIの活用法のセミナーなどの開催

●公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

紹介所でもAIの活用を始めているところがありますが、中小規模の紹介所の業務の効率化、高度化のために、AIの活用法などについてセミナーなどの開催をお願いします。

(回答)

AIの活用などは個別事業者の創意工夫の範囲で対応するものと承知しており、AIの活用法についてのセミナーの開催等については、業界団体等の判断にてご対応いただくようよろしくお願いいたします。

11

求人・求職管理簿等のデジタル化を行う場合の事業主への通知について

●公益社団法人 日本全職業調理士協会

求人・求職管理簿等のデジタル化を進める場合は、対応に時間がかかるので、ゆとりのある通知をお願いいたします。

(回答)

ご要望の趣旨等承知しました。制度等の変更にあたっては、対応することとなる事業者の負担等を考慮し、施行までの適切な期間が確保できるよう、努めてまいります。

12

調理師専門学校へ補助金制度の充実

●公益社団法人 日本全職業調理士協会

調理師専門学校への入学希望者は年々減少し、学校の運営も厳しさを増しています。補助金制度の充実をお願いします。

(回答)

ご要望として承りますが、他省庁所管の案件につき、具体的な回答につきましては控えさせていただきます。

13

AIを活用したマッチングが行いやすいような求人票、求職票の共通化

●直接会員ネットワーク

AIを活用したマッチングが行いやすいよう、求人票、求職票の共通化を進めていただきたい。

(回答)

職業安定法では、求人票や求職票の形式については定めていません。

法令を遵守したうえでどのような形式で受け付けるかについては、事業者の創意工夫の1つであり、各事業者の判断にお任せしているところです。

AIの活用において望ましい形式も様々であるため、求人・求職情報の共通化にあたっては、業界団体の判断にて、対応いただくようお願いいたします。

14 キャリアチェンジのための教育訓練費補助の拡充

●直接会員ネットワーク

建設、運輸、介護などの人手不足職種へのキャリアチェンジのための教育訓練費補助の拡充をお願いします。

(回答)

厚生労働省では、労働者の職業能力の開発のため、労働者本人に対して雇用保険の教育訓練給付金により支援しています。教育訓練給付金については、個人の主体的なり・スキリング等への直接支援をより一層、強化、推進するとともに、その教育訓練の効果(賃金上昇や再就職等)を高めるため、令和6年10月より拡充を行いました。具体的には、
・専門実践教育訓練給付金(介護福祉士資格取得のための講座などを含み、中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座が対象)については、給付率の上限を70%から80%に引き上げており、教育訓練の受講後に賃金が5%以上上昇

した場合、現行の追加給付(20%)に加えて、更に受講費用の10%(合計80%)を追加で支給します。

・特定一般教育訓練給付金(建設機械運転、大型自動車免許取得のための講座などを含む、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座を対象)については、資格取得し、就職等した場合、受講費用の10%(合計50%)を追加で支給することとしました。

また、キャリアチェンジのための支援策ではないですが、建設、運輸、介護などの人手不足職種の事業主にも活用いただくことができる支援として、雇用する労働者に対して、スキルアップのために、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施する事業主に対して、人材開発支援助成金により訓練経費の一部等を助成しています。加えて、特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)は、母子家庭の母や就職氷河期世代などの特定就職困難者を雇用し、人材開発支援助成金による人材育成を行い、賃上げを行った場合に特定求職者雇用開発助成金の他コースより高額の助成を支給するものです。

特定求職者雇用開発助成金については、都道府県労働局長から雇用関係助成金の取扱事業者証の交付を受けた有料職業紹介事業者からの職業紹介も取り扱い可能であることから、助成金を取り扱いたい場合には最寄りの労働局にご相談ください。

なお、港湾運送業務および建設業務への有料職業紹介は職業安定法で禁止されていることを申し添えます。

民紹協以外で参加いただいた職業紹介事業者団体の方々(敬称略)

日本看護家政紹介事業協会

全国サービスクリエーター協会

全日本マネキン紹介事業協会

日本全職業調理士協会

全国ホテル&レストラン人材協会

全国調理士紹介事業福祉協会

直接会員ネットワーク

事務局長 清川 啓三

会 長 佐藤 昭彦

事務局長 酒井 晶子

事務局長 黒岩 俊行

会 長 澁谷 健

事務局長 金子 将之

委 員 阿知波弓子

金銭等提供禁止の許可条件化及び 紹介手数料率の公開の義務化

職業安定法施行規則と指針が、以下のように改正されました。

■令和7年1月1日からの施行事項

職業紹介事業の許可条件に次の2点が追加されます(職業安定法施行規則第24条の8への追加)。

①転職勧奨禁止関係

- その紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る)に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

②金銭等の提供による求職申込みの勧奨禁止関係

- 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

※①②ともにこれまで指針に示されていましたが、今般の措置により許可条件に追加され、より厳しくなります。これらの許可条件に違反し、労働局の指導にもかかわらず違反が継続・反復する場合は、許可の取消の対象となります。

- また、②(金銭等提供の禁止)に関しては、募集情報等提供事業は、これまで規制の対象外でしたが、指針の改正により、令和7年4月1日から禁止されます。

■令和7年4月1日からの施行事項

令和7年4月1日からの施行事項は、次の2点です。

①紹介手数料率の実績の公開

人材サービス総合サイトへの情報掲載が、義務づけられます。

公開の対象となる職種は、常用件数の実績が上位5職種です。

ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。

(常用とは4か月以上の有期又は無期で雇用される者)

令和6年度職業紹介事業報告の提出後速やかに掲載してください。

平均手数料の計算は、取扱職種ごとに、以下の計算方法により算出し、

小数点第2位で四捨五入してください。

計算方法

求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)

求職者の予定年収の総額(常用就職全体分)

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合)は、平均手数料率を算出願います。

②違約金規約の明示

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示をお願いします。

「**違約金**」とは、事業の利用に関して関連して求人者が負担する金銭のことです。

本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含みます。

違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、分かりやすく、明瞭かつ正確に、記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示してください。

※解除方法とは、サービスの利用に関する契約の解除方法を示します。

明示対象となる金銭の具体的な金額が定まっていない場合には、算定方法を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示が必要です。

※a.単にホームページ上の該当箇所を教示する、b.ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法のみでは求人者が同一文面を再読できない可能性があり、適切な方法とはいえません。

職業紹介の場合は、オーナーシップ条項等は職業紹介基本契約等に明示しておいた方がよいでしょう。

詳しくは、『職業紹介事業者の皆さまへ「紹介手数料率の実績と違約金規約の明示が必要になります」のリーフレット』をご参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/001328457.pdf>



厚生労働省「雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)のご利用にあたっての求人者向けリーフレットが公開されました」

令和7年4月施行の職業安定法施行規則の改正等を周知するために、求人者向けに以下のリーフレットが公開されました。職業紹介事業を安心してご利用いただくために、紹介所においても適宜ご活用ください。

【求人者向けリーフレット】

- 1 労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう
- 2 職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント
- 3 「人材サービス総合サイト」をご活用ください
- 4 民間人材サービス(職業紹介、募集情報等提供)を利用する際の留意点
- 5 採用した労働者について、複数の求人サイトから成功報酬(手数料)を請求されるケース、ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースが増えています。
- 6 募集情報等提供事業者(求人募集サイト、人材データベース等)が新たに遵守すべき事項
- 7 医療・介護・保育・幼児教育施設などで人材を募集している皆さまへ
雇用仲介事業者(職業紹介、募集情報等提供)を安心して利用するために
- 8 有料職業紹介サービスを利用する際の注意点

【参照リンク】

「雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)のご利用にあたって」
「人材サービス総合サイト」



「外国人材の職業紹介事業ガイドンス」にご参加ください

令和6年11月8日の仙台商工会議所での「リアル開催」から始まった「外国人材の職業紹介事業ガイドンス」。これから本格的に外国人材の職業紹介に取り組もうとされている方からベテランの方まで、幅広くご参加いただいております。現時点でちょうど半分の開催が終わりました。1/29の広島と2/6の福岡での会場開催分、そして2月のオンライン開催分はまだ間に合います。参加をご検討中の方は、下のURLからすぐにお申込みください。

■タイムテーブル(時間は目安です。オンラインでは演習1と2を続けて行ないます。)

13:00～14:00	講義1	職業紹介従事者のための入管法等の知識について
14:10～15:10	講義2	外国人材の職業紹介に関する課題把握とその解決について
15:20～15:45	演習1	グループディスカッション「在留資格に関する事例について」
15:45～16:10	演習2	グループディスカッション「外国人材の定着に関する事例について」
16:10～16:45	情報共有	グループディスカッションで出たアイディアの発表・共有 他

ポイント①

在留資格に関するリアルな話が聞ける

「講義1」を担当される先生方は、日頃、在留資格に関する入管とのやり取りを頻繁にされている行政書士ばかりです。現場のリアルな情報を教えてください。

ポイント②

外国人雇用で留意すべき事を整理できる

「講義2」では、求人企業に配慮してもらいたい事等をまとめてお伝えします。紹介事業者として、自信を持って外国人材の紹介ができるようになります。

ポイント③

最新のテキスト(冊子)を入手できる

令和6年6月の改正入管法だけでなく、外国人材の雇用に関するトレンドを踏まえたテキスト、「外国人材の職業紹介に関する基礎知識(約100ページ)」をお渡しします。

ポイント④

様々な事例からの「気づき」がある

演習では、他の紹介所の事例や参加者のアイディアから「気づき」を得ることができます。また、発表されたアイディアに対する先生方からの補足情報も大変参考になります。



テキスト(左の写真)は

民紹協のホームページからダウンロードできます

https://www.minshokyo.or.jp/mhlw/pdf/GaikokuJinzai_Kiso202410.pdf



ガイドンスのお申込みはこちらから

<https://forms.gle/PijQ8FjT7WMGCXaZA>



キャリアコンサルティングの実態調査(厚労省委託事業)

～アンケート調査およびヒアリング調査を実施しました～

今年度、厚生労働省から受託した「民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの実態把握・課題整理」の一環として、9月にアンケート調査を実施しました。さらに、9月から11月にかけてヒアリング調査を実施しました。

アンケート調査では、会員様はじめ2,385事業所にお願ひし、467事業所(19.5%)からご回答をいただきました。

また、ヒアリング調査では、キャリアコンサルティング、キャリア相談の具体的な内容および好事例や課題について21社にご対応いただきました。ご多用の中、ご協力いただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。皆さまが、求職者の方々へ、真摯に向き合って紹介事業に取り組んでおられる状況が分かりました。

これらの結果を踏まえ、報告書を作成し、職業紹介関係団体などへお配りする予定です。

第3回名刺交換会を開催しました

●令和6年12月6日(金)14時～16時30分 文京シビックセンター

～地域も職種も多様なメンバーでにぎやかに～

12月6日、東京都文京区の文京シビックセンターにて、「第3回名刺交換会」を開催しました。

当日は、自己紹介の後、「取扱職種の近いグループ」及び「取扱職種の異なるグループ」で、それぞれ情報交換をしていただいた後、フリーに交流をしました。参加者数は16名でしたが、今回は、富山、京都、大阪、兵庫等、遠方からはるばる参加される方もおられ、非常に意欲的に交流をされていました。



また、前回に続き2度目の参加者や当日入会の申込みをしての参加者もおられました。半数が外国人材の紹介をする事業者で、社会保険労務士や行政書士など、多様な資格を駆使して、広範な事業展開をされている方も目立ちました。

今後も名刺交換会は年間2回開催する予定です。日程が決まり次第ご案内しますので、多数の皆様のご参加をお待ちしております。

【参加者感想】

- ・忙しいので参加するか迷いましたが、参加して本当によかったです。
- ・参加してよい情報交換ができ、色々な課題や構想が出てきており、忙しくなりますが楽しくなって参りました。
- ・先日は名刺交換会に参加させていただきありがとうございました。共通認識が持てたことも含めてとても有意義な時間を過ごさせていただきました。
- ・初めての参加でしたが、私の様に会社設立して間もない方やより積極的に運営されている方にもお話を聞かせていただき楽しい時間を過ごさせていただきました。

第28回 職業紹介士資格認定試験合格発表

資格認定者が決定しました！

第28回職業紹介士資格認定試験については、通信教育及び集合教育の試験結果を受け、9月19日(木)、当協会において職業紹介士資格認定会議を開催し、可否の判定を行った結果、18名の方が新たに職業紹介士の資格を取得されました。資格を取得された方は、次の通りです。

氏 名	事業者名	都道府県
相ヶ瀬 知子		東京都
秋山 俊一	株式会社吹田ワークサービス 吹田看護師家政婦ワークサービス	大阪府
太田 将人		東京都
小澤 健太	公益財団法人西成労働福祉センター	大阪府
角谷 淳子	株式会社パソナ 石川就職定住総合サポートセンター UIターンサポート石川	石川県
神尾 俊明	株式会社イカイコントラクト	静岡県
上保木 貴子	ブライトスタッフ株式会社	岐阜県
小林 治	社会福祉法人長野県社会福祉協議会 長野県上伊那生活就労支援センター まいさぼ上伊那	長野県
坂本 真実子	協同組合広域情報センター	兵庫県
鈴木 創太	協同組合広域情報センター	兵庫県
SOMTHAI SAM PHAN	協同組合広域情報センター	兵庫県
田中 晶洋	ブライトスタッフ株式会社	岐阜県
都築 誠	株式会社ワークマネジメント	愛知県
峠 雅子	ブライトスタッフ株式会社	岐阜県
友利 勝一	株式会社プレンティー	沖縄県
比屋根 由夏		沖縄県
矢野 卓	株式会社ハロ	東京都
レ ハイ ヴァン	協同組合広域情報センター	兵庫県

(敬称略・50音順)

闇バイト対策

～求人者名や業務内容等を明示しない募集は違法です～

インターネットやSNS等で犯罪実行者の募集が行われる事案への対策として、厚生労働省はホームページにおいて、労働者を募集する際、①氏名(名称)、②住所、③連絡先、④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金の6つの情報を記載しない場合は法律違反である旨を明確にし、周知用のリーフレットを公表しました。詳しくは以下をご参照ください。

①厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00006.html



②求人企業の皆さまへ

「SNS等を通じて直接労働者を募集する際は氏名(名称)・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金を記載しましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001358669.pdf>



③仕事をお探しの方へ

「怪しい求人には応募しないでください!」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001358670.pdf>



2月1日から職業紹介士資格認定試験(第29回)の受験者募集が始まります。

職業紹介士は、民紹協が認定する資格制度で、職業紹介事業に従事する方が専門家にふさわしい知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムです。5月からスタートするプログラムの受験者募集が2月1日から始まります(締め切り3月31日)。皆様の応募をお待ちしています。

【概要】

■受験資格

- ・原則として職業紹介責任者としての経験が1年以上あること、又は職業紹介従事者としての職業経験が通算して3年以上あること。
- ・職業安定法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

■研修の方法

- ・受験者には全員、民紹協が実施する研修を受講していただきます。この研修は通信教育と集合教育からなります。
- ・通信教育では、テキストをもとに在宅学習を行い、試験問題に解答していただきます。
- ・集合教育では、講義、事例研究及び演習による研修を受けていただき、認定試験を行います。

■講師陣

- ・弁護士、行政機関OB、民間職業紹介所OB等職業紹介事業の専門家

■資格の認定等

- ・職業紹介士としての資格の認定を受けた方には、認定証書及び職業紹介士の称号が授与されます。
- ・資格の有効期間は5年間とし、更新することが出来ます。

■国の人材開発支援助成金の活用

- ・労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。詳しくは以下をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【カリキュラム】

■通信教育

次の6科目について、テキストによる在宅学習の上、科目毎の基本的事項に関する出題に対して答案を提出していただきます。通信教育の期間は3ヶ月です。

- ◇労働保護法制 ◇職業紹介と人権 ◇職業紹介事業制度
- ◇個人情報保護 ◇職業指導と職業相談 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス

■集合教育

- ・下記科目毎に講義が行われ、講義終了毎に認定試験及び実技演習が行われます。

講義8科目

- [第1日目] ◇職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解 ◇労働保護法制 ◇職業指導と職業相談
 - [第2日目] ◇職業紹介と人権 ◇個人情報保護 ◇職業紹介事業制度 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス
 - [第3日目] ◇求人者サービスと求人・求職者開拓
- ※講義の日程及び順番、内容等は、場合により変更することがあります。

実技2科目

- [第1日目] ◇事例研究
 - ・職業紹介の場面において起こり得る各種事例に関して、グループ討議を行い相互研鑽を目指します。
- [第3日目] ◇ロールプレイング
 - ・受講者が交互に求職者、職業紹介事業者となって相談場面の体験をします。観察者は相談実施状況についてのコメントを加えて相互研鑽を行います。

【募集スケジュール】

■第29回資格認定試験

- ・募集開始 令和7年2月1日(土)
- ・募集締切 令和7年3月31日(月)
- ・通信教育 令和7年5月1日(木)～7月31日(木)
- ・集合教育 令和7年9月5日(金)～7日(日)
- ・資格認定通知 令和7年10月(予定)

※詳細は民紹協事務局までお問い合わせください。

TEL:03-3818-7011 E-mail:shokaishi@minshokyo.or.jp

■受験費用

- ・会 員 62,000円 ・非会員 81,000円
- (受験費用は、主催者側の責により受講・受験できない場合を除き、返金できません。)

■集合教育実施場所

東京都内を予定



たすけあい ともに さく花の 美しきかな

有限会社 新さく花 田代倫子

有限会社新さく花は、福岡県の福岡市内の料亭やホテルを中心に、配ぜん人や宴会レセプタントの職種を取り扱っている職業紹介事業所です。弊社の特徴としては、「着物を着て働く」ことを主軸として、福岡の伝統文化や日本的なマナーの継承に力を入れております。

現在福岡では、インバウンドの影響でアジア圏を中心とした外国の方々との関わりが増えてまいりました。そこで弊社の取組として、従業員の外国語教育に加え、三味線や日本舞踊のプロであるレセプタントたちが余興を披露するサービスを行い、国内外問わず福岡の古きよき文化を発信しております。また、高齢化に伴い、高齢者の方々がより働きやすく、若い働き手との上手なコミュニケーションがとれる環境づくりを目指して、民紹協様主催の「高齢者雇用推進事業の普及啓発セミナー」に参加させていただき、1人の従業員に対して多方面の角度からアプローチすることができるようになりました。現在でも多くの求職者の生活の助けとなっております。

今回私が職業紹介士の資格を取得させていただいたのは、求人者様、求職者様いずれにも「新さく花配ぜん人紹介所」を利用して良かったと思ってもらえるよう、公平、公正な判断のできる知識を得たかったからです。まだまだ未熟者ですが、定期的なセミナーにも積極的に参加し、狭い分野ではありますが、より良い職業紹介ができるよう、精進してまいります。

有限会社 新さく花

本社所在地：福岡県福岡市中央区春吉3丁目23番地27号 久保田ビル2F
 代表者名：田代初代
 設立年月日：昭和60年1月1日
 従業員数：1名



後列真ん中が筆者。

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

「人材紹介に関する基本契約書」は求職者を紹介する前に交わした方がよいのでしょうか。

「人材紹介に関する基本契約書」は、採用が決まった段階ではなく、求職者を紹介する前に交わす方が望ましいという話を聞きました。ところが、求人者からは、そのような契約書を交わす必要はなく、交わすとしても求職者の採用が決定したときでいいのではないかと問われています。

求職者を紹介する前に契約を結んだ方がよい理由を教えてください。

A₁

紹介所が職業紹介を行うにあたって、求人者と「人材紹介に関する基本契約書」を締結することを義務付ける法令はなく、所定の様式也没有ありません。したがって、様々な契約書が作成されていますが、一般的に次のような項目が含まれています。

①求人の申込みと求人の不受理

紹介所は求人者に対して、求人不受理の事由に該当するか否かの自己申告書の提出を求め、正当な理由なくこの求めに応じない場合は、求人の申込みを受理しないことができます。

②労働条件の明示、労働条件の変更等

求人者が求職者との面談後に労働条件の変

更等を行った場合は、求人者は求職者にその旨を書面等により明示すること。また、その内容を紹介所にも明示し、記録を保管することを求めています。

③オーナーシップ条項

紹介した求職者が採用を辞退した後に、求人者が紹介所との合意なく直接当該求職者に接触し入社させる等の方法により、紹介手数料を免れることを防止することができます。

④労働条件通知書の交付

⑤紹介手数料、返戻金制度(求職者の短期退職)

⑥暴力団排除条項

上記のような内容を盛り込んだ契約書を結ばずに職業紹介を行う場合、自己申告書の提出の求めに応じてもらえなかったり、採用が決まった後に紹介手数料の値引きを要求されたりすることがあります。こうしたことを防止するためにも、事前に契約書を交わしておくことが望まれます。

以上が理想ですが、それまで取引がない新規の求人者に対しては、採用が決まった段階で契約書を交わすこともあるようです。紹介の実績がない中では、契約書の締結の手続きより、求職者の紹介を優先することもあるでしょう。紹介の実績ができ求人者との信頼関係を築くことができれば、事前に契約書を交わすことに求人者の理解も得られやすくなるものと思われます。

	事業所名	住 所	ごあいさつ
関東地区	PANCHASE 株式会社 	東京都新宿区百人町2-9-15 ライオンズマンション新大久保第2 050-3554-4104	当社はネパール、ミャンマー、ベトナム、インドネシアの送り出し機関と連携し外国人に特化した紹介を基本としております。従業員の半数は3～5か国語を話せる外国人で構成され登録支援機関としても活動しておりますので、ご紹介、就労後のフォローにも自信があります。
	株式会社 医師のとも 	東京都渋谷区道玄坂2-16-4 野村不動産道玄坂ビル2F 03-6416-1922	弊社は医師を中心とした医療専門職の支援に特化した企業です。各分野の専門医や経験豊富な医師のニーズを的確に把握し、最適な人材を紹介します。常勤、非常勤、スポット勤務まで、医師の働き方に応じた幅広い提案が可能です。医療業界における人材不足や働き方改革といった課題に向き合い、医師と医療機関双方のニーズを満たすことで医療の質の向上に貢献したいと願っています。
	株式会社 Foglad フォグラッド東京事務所 	東京都渋谷区恵比寿西2-8-4 EX 恵比寿西ビル5F 070-9216-4712	弊社は外国人材をメインに就労支援を行っております。主に中国の新卒学生・インターンシップ等、日本での就業をキャリアの一つとして考えている海外の若い人材を紹介していきたいと考えております。2024年4月に会社を設立、同年7月に有料職業紹介事業の許可を取得しました。海外人材の採用をお考えの企業様・団体様、事業主の皆様、業種・職種は限定しておりませんので、お気軽にご相談ください。まだまだスタートしたばかりではありますが、国内外問わず、使用者労働者問わず、皆さまの職業生活に喜びが絶えぬよう微力ながら貢献できるよう努めていきたいと思っております。
	あまてらす 	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-7-1 オーシャンゲートみなとみらい8FF 090-2682-1656	「あまてらす」は、国内およびネパールから日本で働くことを希望する方々を全職種対象に支援する職業紹介事業を展開しています。在留資格が必要な方や特定技能資格取得を目指す外国人の方々に向けたサポートを行い、12月初旬には申請等の取次承認を得る予定です。新たなキャリアの一步を、私たちと共に踏み出しましょう！
	星見代理店合同会社 	群馬県邑楽郡邑楽町篠塚 2914-7 ルピナス篠塚B214 027-658-3966	2024年秋開業の当社は、群馬県邑楽町を拠点に、スリランカを中心とした外国人の職業紹介を主に行っています。外国人が安心して働ける環境を整え、生活サポートも充実させ、企業と雇用者双方に信頼されるパートナーを目指します。
東海地区	社会保険労務士法人・行政書士 事務所ロイヤル総合研究所 	静岡県静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング6F 050-5526-7185	弊社は、人材紹介会社のパートナー社労士として、自身も人材紹介業を営みながら人材紹介会社の労務管理をサポートしています。この度、労務管理の専門家として、人材紹介会社の課題を深く理解し、最適なソリューションを提供するために当協会に加入しました。人事労務に関するご相談がございましたらお気軽にご連絡ください。

事業所名	住 所	ごあいさつ
株式会社アドバンス  株式会社アドバンス	愛知県名古屋市中区栄1-10-26 オープンレジデンス2F 052-218-2180	1989年2月に労働者派遣業の許可を得、長らく 主な業務は旅行会社に添乗員を派遣することで した。コロナ禍で大きく業務体系が変わり自治 体のコールセンターの運営業務や軽傷者療養施 設の管理業務等をお受けして参りました。今後 につきましては添乗員派遣に特化せずスタッフ のコミュニケーション能力の高さを活かし一般 的な接客窓口業務など受入れていきたいと考 えています。また、派遣業の経験を活かして紹介 予定派遣に力を入れていきたいと思ひます。
関西地区 宇野調理師紹介所 	京都府京都市山科区大宅中小路町 62-58 075-748-6603	京都を中心に調理士の仕事を紹介しています。 美味しい食事を提供できる人材をたくさん紹介 したいと思います。よろしくお願いいたします。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所	電話番号
株式会社SMBCヒューマン・キャリア	東京都千代田区神田小川町1-1 神田室町ビル4F	03-3233-3024
中島商事	愛知県みよし市三好町上10	090-8186-2522
TM GROUP	愛知県豊田市御作町日影山1037-68	090-8073-0277
O・E・S株式会社	京都府京都市下京区七条御所ノ内中町64-1 OESBLDG2F	075-326-6363
株式会社Synergy Career	大阪府大阪市北区梅田2-5-13 桜橋第一ビル304	06-7878-6036
株式会社サード・セレクト	大阪府大阪市都島区都島中通3-5-2 エイシンビル3A	06-6926-3650
株式会社きらり.コーポレーション	熊本県熊本市北区清水亀井町16-11 オフィスカメイ2F	096-288-3553
北九州八幡調理士紹介所	福岡県北九州市八幡西区菅原町1-43-103 シャトレ菅原Ⅱ	093-231-4165

求職者獲得・求人管理の課題をまとめて解決!



人材紹介業専門
WEBサイトパッケージ

ジョブカム

Collect Auto Marketing

月間
平均

40

名の
求職者登録実績!

初期費用0円～!

低コストでスタート可能

強力なSEO効果!

Google検索で上位表示対策済の
貴社専用サイトをご用意

エンジニアは不要!

アルバイトでも
更新・管理可能

運用労力を軽減!

クライアント&求人管理システム搭載
専用システムで脱Excelを実現



株式会社ドットコム・マーケティング

職業紹介事業 許可・届出受理番号 15-ユ-300096
労働者派遣事業 許可・届出受理番号 派 15-300424

詳しくは

<https://job-cam.com>



職業紹介事業者ブロック交流会

オンライン開催

今年度の情報交換テーマ

- ①「求人サイト、人材データベース等の活用と効果」
- ②「外国人材の職業紹介に関する課題について」



求職者の確保にインターネットが使われる事業者様が多く、また、新規に入会される事業者様の半数以上が外国人材を紹介されることを踏まえ、昨年度、一昨年度に引き続きこれらのテーマで情報交換していただきます。当日は、外国人材の職業紹介に関する厚生労働省委託事業の内容等も事務局からご紹介した上で、日頃抱えていらっしゃる課題や成功事例等を参加者された皆様で共有していただきたいと思います。多数のご参加をお待ちしております。

〈日程〉

東日本ブロック(東京労働局 講演)	2025年2月13日(木) 14:00～16:30
西日本ブロック(大阪労働局 講演)	2025年2月26日(水) 14:00～16:30

※オンラインによる実施ですので、事業所の所在地にかかわらず、どちらの日程にもお申込みいただけます。

※参加には、オンライン会議システム「Zoom」を利用できる通信環境が必要です。

〈プログラム〉

講演「最近の指導監督状況と改正職業安定法施行規則(仮題)」	予定時間 50分
情報交換会(グループミーティング → 情報の全体共有)	予定時間 90分
民紹協からのお知らせ等	予定時間 10分

■お申込みはこちらから

<https://forms.gle/8ybyqTum3gugc4jw58>



入会継続のお願い

会員の皆様には、民紹協の運営等にご理解いただき、厚く御礼申し上げます。

入会は自動継続となっております。諸般の事情で退会される場合のみ、3月中旬までに退会届をご提出いただきますようお願いいたします。なお、令和7年度の会費請求書は、令和7年4月に送付いたしますので、ご予定いただきますようお願い申し上げます。

※退会届様式 <https://www.minshokyo.or.jp/outline/pdf/taikai.pdf>



編集 後記

明けましておめでとうございます。

SNSの「闇バイト」による強盗事件が相次いでいることを受け、厚生労働省はホームページにおいて、求人者に対し、SNSや広告等で労働者を募集する際は、求人者の氏名(名称)、住所、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金の記載を求め、それらの記載がないものは違法である旨を明確化するとともに、求職者に対しては、これらの記載がない募集には応募しないよう注意喚起しています。(本誌20ページ参照)併せて、当協会にも周知依頼がありました。

紹介所を通じて労働者を募集する場合は、求職者から照会があった際には、通常、紹介所が募集主の氏名・名称等をその求職者に回答しますので、照会先を紹介所にしている場合は、必ずしも回答する募集主の氏名・名称等を記載する必要はないこととされています。

新しい年において同様の事件が発生しないよう、紹介事業者として周知や注意喚起に全面的なご協力をお願いいたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.194 冬号

令和7年1月15日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業者協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階

TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和7年1月～令和7年3月 お申込み受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和6年12月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和7年 1月24日	金	オンライン開催		60
〃 1月28日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 1月30日	木	オンライン開催		60
〃 2月 3日	月	オンライン開催		60
〃 2月 5日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 2月 7日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「信貴」	64
〃 2月10日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 2月12日	水	オンライン開催		60
〃 2月14日	金	オンライン開催		60
〃 2月18日	火	オンライン開催		60
〃 2月19日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 2月21日	金	オンライン開催		60
〃 2月26日	水	オンライン開催		60
〃 2月28日	金	愛知県(名古屋市)	ウインクあいち 12F「1201号室」	66
〃 3月 3日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 3月 5日	水	オンライン開催		60
〃 3月 7日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「信貴」	64
〃 3月10日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 3月12日	水	オンライン開催		60
〃 3月14日	金	オンライン開催		60
〃 3月17日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 3月19日	水	オンライン開催		60
〃 3月24日	月	オンライン開催		60
〃 3月26日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 3月28日	金	オンライン開催		60

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<https://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

導入実績2,000社のパイオニア



ITreview Grid Award
3期連続受賞

人材紹介特化型のクラウド型マッチングシステム

porters AGENT

2023年2月
「PORTERS Mobile
(携帯版)」
リリース!



「事業の立ち上げ」から「売上最大化」に必須の標準機能

- 求人、求職者データ、選考データ管理機能 ● 自動マッチング機能 ● KPI、プロセス管理機能
- メール、履歴書などのテンプレートを標準装備(カスタマイズ可)
- 事業報告書、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿にも対応

「生産性向上」「マッチング率向上」に役立つ追加機能 ※一部有料

- 求人媒体からの求職者自動取込 ● LINE/SMS連携
- 面談日程自動調整 ● 自動掘り起こしによる応募数拡大支援

1ユーザーあたり月額
15,000円(税込)~

30日間の無料トライアル実施中!

デモ、資料によるご案内希望など、各種お問い合わせはこちらから



03-6432-9829



sales@porters.jp



<https://hrbc.porters.jp/>



porters

ポーターズ株式会社 〒107-0052 東京都港区赤坂 8-5-34 TODA BUILDING 青山3階